

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月25日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市条例第31号

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年桑名市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中「

選挙長	日額 10,800円
投票管理者	日額 12,800円
投票管理者（期日前投票所）	日額 11,300円
開票管理者	日額 10,800円
選挙立会人	日額 8,900円
投票立会人	日額 立会時間が7時間を超える者 10,900円
	日額 立会時間が7時間以下の者 5,450円
投票立会人（期日前投票所）	日額 立会時間が6時間を超える者 9,600円
	日額 立会時間が6時間以下の者 4,800円
開票立会人	日額 8,900円

」を「

選挙長	日額 12,200円
投票管理者	日額 14,500円
投票管理者（期日前投票所）	日額 12,800円
開票管理者	日額 12,200円
選挙立会人	日額 10,100円
投票立会人	日額 立会時間が7時間を超える者 12,400円
	日額 立会時間が7時間以下の者 6,200円
投票立会人（期日前投票所）	日額 立会時間が6時間を超える者 10,900円
	日額 立会時間が6時間以下の者 5,450円
開票立会人	日額 10,100円

」に改め、同表不当要求行為防止対策委員会委員の項を削り、同表行政不服審査会委員の項の次に次のように加える。

職場環境対策委員会委員	日額 15,000円
-------------	------------

別表水道管路更新事業者選定委員会委員の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。